平成２５年（フ）第１１８１号
東京都多摩市貝取1433番地の１東つるまき荘202、開始決定時の住所東京都多摩市貝取４丁目４番地５―104
破産者　小川五十子（旧姓伊東）
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１４号
東京都羽村市羽中１丁目８番22号
破産者　小栗　明美
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９５号
大阪府大阪市西区江戸堀１丁目10番27号肥後橋三宮ビル202号
破産者　有限会社オフィスエイスタンダード
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第８２号
長野県諏訪市小和田18番５号
破産者　株式会社霧ケ峰ホテル
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第９８号
長野県諏訪郡下諏訪町3913番地２
破産者　有限会社ナラ・ドリーム
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第５６号
静岡県沼津市下香貫林ノ下1937番地の12
破産者　株式会社ＣＲＥＤ
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
三重県津市藤方561番地４
破産者　有限会社ティーズアート
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１０号
三重県津市榊原町7994番地
破産者　Ｔ・Ｎ観光有限会社
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１１号
三重県桑名市大字西方684番地７
破産者　大西　徳仁（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６２号
香川県善通寺市吉原町1380番地の６
破産者　有限会社門先屋旅館
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１００号
香川県丸亀市中府町２丁目２番16号
破産者　有限会社竹田紙袋工業所
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６２号
宮崎県延岡市北川町川内名7509番地52
破産者　株式会社アステック
1　決定年月日　平成26年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２６号
大分県玖珠郡玖珠町大字山浦1280番地
破産者　川津　清文
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第１５１号
茨城県つくば市梅園２丁目24番地８　ファミール梅園Ｄ棟101号、前住所茨城県つくば市梅園２丁目２番地51
破産者　大森　一彦
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５２号
茨城県つくば市梅園２丁目24番地８　ファミール梅園Ｄ棟202号、前住所茨城県つくば市梅園２丁目２番地51
破産者　山川　美子（旧姓大森）
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２７号
茨城県つくば市臼井80番地１
破産者　三谷　良平
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９４号
札幌市西区西野４条７丁目１番１号　メゾン札幌202号、開始決定時の住所札幌市西区西野11条９丁目10番11号
破産者　深澤　照一
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８１号
札幌市清田区北野６条１丁目６番４号
破産者　斎藤　　工
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７００号
宮城県多賀城市町前２丁目１番14号　ハイツ町前１―Ａ号、従前の住所仙台市泉区南中山３丁目７番地の12
破産者　千葉　真一
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
仙台市青葉区二日町18番22―403号、従前の住所仙台市太白区芦の口18番27号　コーポＫ101
破産者　阿部　大気
1　決定年月日　平成26年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係